

意見案第1号

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による日本人拉致被害者の全員帰国を果たし、拉致問題の完全解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）による日本人拉致事件の発生から既に半世紀近くが経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪を行ってから、20年以上の歳月が流れている。

首脳会談の後に両国が署名した日朝平壤宣言において、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致し、地域の平和と安定に大きく寄与する」ことが確認されたものの、北朝鮮は、なお、国際社会の呼びかけに応じないばかりか、平成26年の日朝合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者に関する再調査を全面的に中止し、さらには、特別調査委員会の解体を一方向的に表明、その後、事態の進展を見ないまま、今日に至っている。

このままでは、流れていく歳月とともに御家族の高齢化も進む中、一刻も早く拉致被害者に会いたいという御家族の切実な思いがかなえられないばかりか、我が子に会いたいという親としての悲壮なまでの思いすら奪われるような事態になりかねず、関係者からは、この1、2年のうちに親子の対面が果たせないならば、もはや解決とは言えないとの声も聞かれる。

言うまでもなく、拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府が最重要課題として位置づける、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、「対話と圧力」、「行動対行動」という原則の下、米国や韓国をはじめとする関係国や国連との強固かつ緊密な国際連携を図り、北朝鮮への直接の働きかけを含むあらゆる手段を講じて日朝両国首脳間の関係を構築して、なんとしても、残された拉致被害者全員が帰国し、御家族親子が生きて対面を果たすことができるよう、日本人拉致問題の完全解決の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮